洪水時等の避難確保計画

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 【施設名： |  | 】 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 年 |  | 月 |  | 日 作成 |

目次

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | ページ |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |

【防災マップ】

施設所在地　　　　　：

施設建物構造　　　　：　　造　　　階建て

施設における災害想定：

１　計画の目的

この計画は、水防法第１５条の３第１項（土砂災害防止法第８条の２）に基づき本施設の利用者の洪水時等（土砂災害の恐れがある場合における）の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設職員や利用者に対して、洪水に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直していくものとする。

２　計画の報告

　計画を作成または必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を豊岡市長へ報告する。

３　計画の適用範囲

　この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

施設の状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | 平　日 | 休　日 |
| 利用者 | 施設職員 | 利用者 | 施設職員 |
| 昼　間 | 約 | 　 | 名 | 約 | 　 | 名 | 約 | 　 | 名 | 約 | 　 | 名 |
| 夜　間 | 約 | 　 | 名 | 約 | 　 | 名 | 約 | 　 | 名 | 約 | 　 | 名 |

※利用者数は最大の利用者を記載（おおよその数でもよい）

※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載

※夜間は入所部門の人数を記載

●　計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

●　事前休業の判断について

　・

　・

４　防災体制

連絡体制及び施設災害対策本部は、市が発する防災情報や施設が入手する各種情報に基づき以下のとおり設置する。

体制確立の判断時期

対応要員

活動内容

体　制

警戒体制確立

**次のいずれか**

非常体制確立

**次のいずれか**

注意体制確立

**次のいずれか**

５　情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 収集する情報 | 情報の例示 | 収集方法 |
| 洪水予報等 | 気象警報、津波情報 | 　 |
|
| 洪水予報、水位到達情報 | 　 |
|
| 土砂災害警戒情報 | 　 |
|
| 避難情報 | 　 |
|
| その他 | 施設周辺の浸水状況 | 　 |
|
| 施設周辺における土砂災害の前兆現象 | 　 |
|
|
|

　停電時は、防災行政無線、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

　提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。

「対応別避難誘導一覧表」⇒様式１１

(2) 情報伝達

　「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報、津波情報及び土砂災害警戒情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

　避難する場合には「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、利用者の保護者・家族等に「　　　　　　」（避難場所）へ避難する。利用者の引き渡しは「　　　　　　　」（避難場所）において行う。引き渡し開始は○○時頃とする。」旨を連絡する。

「利用者緊急連絡先一覧表」⇒〇〇ページ

「緊急連絡網」⇒〇〇ページ

６　避難誘導

（１）避難場所

・屋内安全確保【垂直避難】を行う場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 災害想定 | 避難階 | 部屋名 | 移動手段 |
| 洪水 | 　階 |  |  |
| 土砂災害 | 　階 |  |  |

　　※土砂災害時は水平避難が困難な場合、施設２階以上のできるだけ崖から離れた場所で安全確保。

・立ち退き避難【水平避難】を行う場合の避難場所　１

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 災害想定 | 避難場所名称 | 移動距離 | 移動手段 |
| 徒歩 | 車 |
| 洪水 |  | 　　ｍ |  | 　台 |
| 土砂災害 |  | 　　ｍ |  | 台 |

・立ち退き避難【水平避難】を行う場合の避難場所　２

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 災害想定 | 避難場所名称 | 移動距離 | 移動手段 |
| 徒歩 | 車 |
| 洪水 |  | 　　ｍ |  | 　台 |
| 土砂災害 |  | 　　ｍ |  | 台 |

（２）避難経路

・屋内安全確保

・立ち退き避難【水平避難】を行う場合の避難場所

避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

７　避難の確保を図るための施設の整備

　情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材一覧」に示すとおりである。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

|  |  |
| --- | --- |
| 　 | 備蓄品 |
|
| 情報収集・伝達 | 　　 |
| 避難誘導 | 　　　　 |
| 施設内の一時避難 | 　　 |
| 衛生器具 | 　　 |
| 医薬品 | 　 |
| その他 | 　 |

|  |
| --- |
| 浸水を防ぐための対策 |
|  |

８　防災訓練及び教育の実施

訓練は本計画に基づき実施する。本計画の実効性を高めるため、訓練実施後は計画の見直し、修正を行う。

・

・

　防災学習授業

　・

９　防災教育及び訓練の年間計画

**避難確保計画の作成＝防災体制の確立**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | 　月予定 |
|  |  | 月予定 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | 月予定 |
|  |  | 月予定 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | 月予定 |
|  |  | 月予定 |

**避難確保計画の作成＝防災体制の確立**

訓練実施報告を豊岡市防災課に報告。また訓練の結果を受け、計画の見直しを行った場合は併せて市へ報告する。

<個人情報を含むため、このページは市への提出は不要です。>

１０　利用者緊急連絡先一覧表

<個人情報を含むため、このページは市への提出は不要です。>

１１　緊急連絡網

<個人情報を含むため、このページは市への提出は不要です。>

１２　外部機関等の緊急連絡先一覧表

<個人情報を含むため、このページは市への提出は不要です。>

１３　対応別避難誘導一覧表

<個人情報を含むため、このページは市への提出は不要です。>

１４　防災体制一覧表

管理権限者（　　　　　　　　）（代行者（　　　　　　　　））

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報収集伝達要員 | 担当者 | 役割 |
| 班長（　　　　　　　　）班員（　　　）名 | □洪水予報等の情報の収集□情報内容の記録□館内放送等による情報伝達□関係者及び関係機関との連絡 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 避難誘導要員 | 担当者 | 役割 |
| 班長（　　　　　　　　）班員（　　　）名 | □避難誘導の実施□未避難者、要救助者の確認 |

<このページは市への提出は不要です>

１５　自衛水防組織の業務に関する事項

（１）「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

（２）自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

①毎年　月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。

②毎年　月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

（３）自衛水防組織の報告

　自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を市町村長へ報告する。

<このページは市への提出は不要です>

自衛水防組織活動要領

（自衛水防組織の編成）

第１条　管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

２　自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（１）統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（２）統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

３　管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

４　自衛水防組織に、班を置く。

(１)　班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(２)　各班の任務は、別表１に掲げる任務とする。

(３) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第２条　管理権限者は、施設職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

２　特に、休日・夜間も施設内に幼児・児童・生徒が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

３　管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第３条　管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(１)　自衛水防組織の装備品は、別表２「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(２)　自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第４条　自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。